

前橋市入札監視委員会設置要綱

(設置)

第1条 前橋市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等並びに物品の購入、製造及び役務等業務（以下「建設工事等」という。）について、入札及び契約手続における公正性の確保と客観性及び透明性の向上を図るため、前橋市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第2条 委員会は、建設工事等に関し、次に掲げる事務を行う。

- (1) 入札及び契約手続の運用状況等について、報告を受け、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは意見の具申を行うこと。
- (2) 委員会が抽出した建設工事等に関し、次に掲げる事項について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは意見の具申を行うこと。
 - ア 一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由及び経緯
 - イ 指名競争入札に係る指名の理由及び経緯
 - ウ 随意契約に係る契約の相手方の選定の理由及び経緯
- (3) 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約における入札及び契約手続並びに前橋市指名停止措置要綱（平成6年3月29日伺定め）又は前橋市暴力団排除対策措置要綱（平成23年3月17日伺定め）に基づく指名停止、警告又は注意の喚起の措置に関する再苦情処理を行うこと。

(委員会の委員及び任期等)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。
- 6 入札関連会社の顧問等特定の会社と密接な関係のある者又は本市の職員であった者は、委員となることができない。
- 7 委員が任期中に特定の入札関連会社と密接な関係のある者となる場合には、市長は、速やかに当該委員の改任を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議及び議決)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第2条第1号及び第2号に規定する事務に係る会議(以下「定例会議」という。)は、原則として年3回開催するものとする。

5 第2条第3号に規定する事務に係る会議(以下「再苦情処理会議」という。)は、必要に応じて開催する。ただし、委員長が認める場合は、契約監理課長が書類を回議し、委員長の決裁を受けることをもって再苦情処理会議に代えることができる。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号の規定による抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員に委任することができる。

2 前項の規定により委任を受けた委員は、定例会議において、自ら行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(再苦情処理)

第7条 委員会は、市長から再苦情の申立てについて審議の依頼があったときは、再苦情処理会議を開催し、審議を行うものとする。この場合において、委員会は、必要があると認めたときは、当事者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、その結果を市長に報告するものとする。この場合において、再苦情の申立てが、内容の不明確等により申立てに必要な要件を欠くものと判断したときは、その旨を報告するものとする。

3 前項の規定による報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

第8条 委員は、第2条第2号及び第3号に規定する事務に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある審議に加わることができない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部契約監理課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。